

荒川区発熱外来診療検査支援補助金支給事業 Q & A

ここでは、「新型コロナウイルス感染症の検査」を「コロナ検査」と表記しています。

Q1 支給対象の医療機関の要件を教えてください。

A1

都から診療・検査医療機関の指定を受けている医療機関であること。

発熱患者等専用の診療室(時間的又は空間的分離)を設けて、発熱患者等を受け入れる体制をとった医療機関であること。

外来の発熱患者等を診療し、コロナ検査(PCR検査又は抗原検査)を行う医療機関であること。

自院のかかりつけ患者でなくても、診療を行う医療機関であること。

上記 ~ 全てを満たしている医療機関です。

また、インフルエンザ感染期においてはインフルエンザ対応することを含みます。

Q2 自院は、自院のかかりつけ患者のみを受け入れる予定ですが、対象になりますか？

A2

A1の のとおり、患者を限定せずに診療を行う医療機関であることが支給対象の要件となりますので、対象とはなりません。

Q3 コロナ検査は、PCR検査、抗原検査、どちらも支給対象となるのですか？

A3

どちらも支給対象となります。

Q4 事業の開始時期はいつですか？

A4

令和3年1月1日診療分からとなります。

Q5 事業の終了時期はいつですか？

A5

事業の終了時期については、新型コロナウイルス感染症の状況を総合的に判断して決定し、改めてお知らせします。少なくとも、令和2年度(令和3年3月診療分まで)は実施します。

Q6 申請書類の提出期限はありますか？

A6

1月(ひとつき)分の診療が終わりましたら、速やかに必要な申請書類の提出をお願いします(手続きについては、Q13)。

なお、令和3年1月診療分～令和3年3月診療分は、令和2年度予算で対応する期間です。特に、3月分については、年度が変わる直前期であることから、迅速な処理が必要です。お手数ですが、令和3年3月31日診療後速やかに3月診療分の必要書類を提出してください。ご協力をお願いします。

Q7 補助対象の医療機関です。外来の発熱患者を診療しましたが、医師が風邪と判断し、特にコロナ検査は行いませんでした。この診療は、支給対象となりますか？

A7

補助金の支給はコロナ検査を行った診療に限りますので、発熱患者等の外来診療を行った場合でもコロナ検査を行っていない場合は支給対象とはなりません。

Q8 発熱以外で、新型コロナウイルス感染症が疑われ、コロナ検査を行った場合は対象になりますか？

A8

医師の判断で味覚障害や倦怠感などの症状で新型コロナウイルス感染症が疑われ、コロナ検査を行った場合も対象になります。

Q9 補助対象の医療機関です。COCOAからの連絡で、濃厚接触者を診察し、コロナ検査を行いました。この診療は、支給対象となりますか？

A9

発熱していると医師が判断した場合は、濃厚接触者でも支給対象となります。逆に、発熱していない(無症状の濃厚接触者)と医師が判断した場合は支給対象なりません。

Q10 補助対象の医療機関です。診察患者をG-MISに入力することが必要ですか？

A10

診療・検査医療機関の指定期間中は、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム(G-MIS)に情報の入力を行うことが必要になります。

なお、補助金の支給額は、実績表で実績を確認しますが、上記システムや東京都の検査集計報告システムで突合する場合があります。

Q11 コロナ検査を行った結果、陰性でしたが、発熱患者を診療したので支給対象となりますか？

A11

支給対象となります。コロナ検査の結果の如何を問いません。

Q12 入院前(手術前)検査として、無症状ではありますが、コロナ検査を行った場合は支給対象となりますか？

A12

医師の判断により発熱患者等に感染症が疑われた場合に限り、無症状者に対して入院前(手術前)検査としてコロナ検査を行った場合は、支給対象外となります。

Q13 手続きはどのように行うのですか？

A13

原則として、1月(ひとつき)分の診療が終わりましたら、速やかに 申請書兼請求書 実績表をご提出ください。提出は、郵送でも結構です。

(注)初回申請時のみ口座情報確認のための通帳の写しが必要です。

その他区から提出を必要と認める書類を求められた場合は、提出をお願いします。

Q14 診療・検査医療機関に指定される予定ですが、現時点ではまだされていません。支給対象外となりますか？

A14

診療・検査医療機関に指定される予定の医療機関も対象となります。